

## 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下「当財団」という。）の理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という。）が講師及び原稿執筆に対して第三者から受領する謝金に関する事項を定めることを目的とする。

(当財団主催の講師謝金)

第2条 役員等が、当財団の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下、「講演会等」という。）の講師を務めたときは、以下に定める金額で講師謝金を支払うことができる。

(1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で講師を務めた場合

1回につき最大3万円

(2) 当該役員が当財団の役職名で講師を務めた場合

謝金は支払わない

(共催の講師謝金)

第3条 役員等が、当財団が他と共催する講演会等の講師を務め、当財団が共催先から講師派遣料を収受したときは、代表理事は下記各号による謝金を支払うこととする。

(1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で講師を務めた場合

収受した講師派遣料の80%

(2) 当該役員が当財団の役職名で講師を務めた場合

謝金は支払わない

(その他の講演会の講師謝金)

第4条 役員等が他の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受したときは、代表理事は下記各号による謝金を支払うこととする。

(1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で講師を務めた場合

収受した講師派遣料の80%

(2) 当該役員が当財団の役職名で講師を務めた場合

謝金は支払わない

(原稿執筆謝金)

第5条 代表理事及び業務執行理事の職にある理事を除く役員等が、当財団の発行する月刊誌又は書籍に執筆したときは、代表理事は以下に定める金額で

執筆謝金を支払うことができる。

- (1) 当該役員が当財団の役職名以外の役職名で原稿を執筆した場合  
第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を上限とする金額
- (2) 当該役員が当財団の役職名で原稿を執筆した場合  
謝金は支払わない

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和2年10月2日から施行する。(令和2年10月2日理事会決議)